

パートタイム・有期雇用労働者 均衡待遇 特別相談窓口

愛媛労働局雇用環境・均等室では

パートタイム・有期雇用労働者と正社員との
待遇差等に関するご相談に対応します！



**パートタイム・有期雇用労働法は
2020年4月1日から施行されます
(中小企業における適用は2021年4月1日)**



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

～パートタイム・有期雇用労働法のポイント～

- ★ 不合理な待遇差の禁止
- ★ 待遇に関する説明義務の強化
- ★ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続の整備

愛媛労働局 均衡待遇 特別相談窓口

— まずはお電話でご相談ください —

電話番号 089-935-5222

《受付時間》 (月～金 9時～17時)

《所在地》 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

※厚生労働省同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>